

○湖南衛生組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和37年 6 月11日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基き、職員の服務の宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者が指定する職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(令元条例 7 ・ 一部改正)

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年 6 月30日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年 5 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年11月27日条例第 7 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年11月25日条例第 2 号）

この条例は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

別記様式 （令 3 条例 2 ・ 一部改正）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治法の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

昭和 年 月 日

氏名